

鹿 児 島 県 公 報

平成25年 3 月 29 日（金）第2893号の 9



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共 1 箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	則 令	
○給与等の支払事務に関する規則の一部を改正する規則（※）	（総務事務センター取扱い）	1
訓 令		
○鹿児島県職員寮管理規程の一部を改正する訓令（※）	（職員厚生課取扱い）	2
○鹿児島県公印規程の一部を改正する訓令（※）	（学事法制課取扱い）	2
○鹿児島県文書規程の一部を改正する訓令（※）	（学事法制課取扱い）	2
告 示	示	
○駐在機関の廃止（※）（2件）	（人事課取扱い）	3
○駐在機関の設置の一部改正（※）	（人事課取扱い）	3
○駐在機関の設置（※）	（人事課取扱い）	3
○駐在機関の設置の一部改正（※）	（税務課取扱い）	3
○駐在機関の廃止（※）（2件）	（青少年男女共同参画課取扱い）	3
	（経営技術課取扱い）	3
○駐在機関の設置の一部改正（※）	（経営技術課取扱い）	4

規 則

給与等の支払事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第28号

給与等の支払事務に関する規則の一部を改正する規則

給与等の支払事務に関する規則（昭和47年鹿児島県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表共済組合主管課長の項及び公舎入居料管理者の項中「総務部職員厚生課長」を「総務部総務事務センター長」に改める。

第11条第2号中「郵便局株式会社法」を「日本郵便株式会社法」に、「第2条第2項」を「第2条第4項」に改める。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

別表中「武力攻撃災害等派遣手当」の次に「及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を加え、「学校以外の出先機関及び」を「出先機関及び学校以外の」に改める。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。ただし、第11条第2号及び第18条の改正規定並びに別表の改正規定（「学校以外の出先機関及び」を「出先機関及び学校以外の」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(1) 第2条第1項の表の改正規定 平成25年 4 月 1 日

(2) 別表の改正規定（「学校以外の出先機関及び」を「出先機関及び学校以外の」に改める部分を除く。） 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の施行の日

訓 令

鹿児島県訓令第 2 号

鹿児島県職員寮管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県職員寮管理規程の一部を改正する訓令
鹿児島県職員寮管理規程（昭和41年鹿児島県訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。
第 3 条中「職員厚生課長」を「厚生監」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県訓令第 3 号

鹿児島県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県公印規程の一部を改正する訓令
鹿児島県公印規程（昭和27年鹿児島県訓令甲第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中	「障害者自立支援法 （平成17年法律第 123号）に基づく 精神通院医療に係 る自立支援医療費 の支給認定用 」	を	「障害者の日常生活 及び社会生活を総 合的に支援するた めの法律（平成17 年法律第123号） に基づく精神通院 医療に係る自立支 援医療費の支給認 定用 」	に改める。
-----	--	---	--	-------

附 則

この訓令は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県訓令第 4 号

鹿児島県文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県文書規程の一部を改正する訓令
鹿児島県文書規程（昭和60年鹿児島県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中	「 人事課 職員厚生課 」	を	「 人 職厚 」
「	国体準備課 人事課	に,	「 国準 人 」
「	地域政策課	を	「 地政 」
「	地域政策課 エネルギー政策課	に,	「農地建設課」を「農地保全課」

に、「農建」を「農保」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第403号

平成19年 3 月 30日鹿児島県告示第579号（駐在機関の設置）をもって設置した総務部人事課鹿児島市駐在機関は、平成25年 3 月 31日限り廃止する。

平成25年 3 月 29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第404号

平成23年 3 月 29日鹿児島県告示第368号（駐在機関の設置）をもって設置した駐在機関のうち、次の駐在機関は、平成25年 3 月 31日限り廃止する。

- (1) 大隅地域振興局総務企画部肝付町駐在機関
- (2) 大島支庁総務企画部与論町駐在機関

平成25年 3 月 29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第405号

平成19年 3 月 30日鹿児島県告示第580号（駐在機関の設置）の一部を次のように改正し、平成25年 4 月 1 日から施行する。

平成25年 3 月 29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

表中「財団法人鹿児島県市町村振興協会市町村研修センター内」を「公益財団法人鹿児島県市町村振興協会自治研修センター内」に改める。

鹿児島県告示第406号

地域振興関係職員の駐在機関を次のとおり設置する。

平成25年 3 月 29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

駐 在 機 関 名	駐 在 地	担 当 事 務	設 置 年 月 日
始良・伊佐地域振興局総務企画部始良市駐在機関	始良市役所内	地域振興に関する事務	平成25年 4 月 1 日

鹿児島県告示第407号

平成19年 3 月 30日鹿児島県告示第615号（駐在機関の設置）の一部を次のように改正し、平成25年 4 月 1 日から施行する。

平成25年 3 月 29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

表中「1 一般旅券の発給の申請の受理及び交付に関する事務
2 県税に関する事務」を「県税に関する事務」に改める。

鹿児島県告示第408号

平成22年 3 月 30日鹿児島県告示第378号（駐在機関の設置）をもって設置した総務部県民生活局青少年男女共同参画課鹿児島市駐在機関は、平成25年 3 月 31日限り廃止する。

平成25年 3 月 29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第409号

平成22年 3 月 30 日鹿児島県告示第384号（駐在機関の設置）をもって設置した駐在機関のうち、北薩地域振興局農林水産部農政普及課さつま町宮之城屋地駐在機関は、平成25年 3 月 31 日限り廃止する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第410号

平成22年 3 月 30 日鹿児島県告示第384号（駐在機関の設置）の一部を次のように改正し、平成25年 4 月 1 日から施行する。

平成25年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

表中「北薩地域振興局農林水産部農政普及課さつま町虎居駐在機関」を「北薩地域振興局農林水産部農政普及課さつま町駐在機関」に改める。